

第4章 公共空間からの景観づくり

道路、河川、公園の公共施設は、景観を構成している重要な要素であるとともに、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。このため、景観法に基づく、景観重要公共施設の制度を活用し、地域のまちづくり等と連携し、良好な景観に配慮した整備を行います。

また、景観重要公共施設以外の公共事業においても、周辺の景観づくりのモデルとなるよう、先導的に景観配慮を実践していくことが必要です。このため、公共事業の景観づくりの考え方にに基づき、庁内及び関係機関等とも連携を図りながら、良好な景観形成に寄与する整備に努めます。

1. 景観重要公共施設【景観法第8条第2項第4号】

景観重要公共施設と指定している公共施設及び当該整備に関する事項は以下の通りです。

(1) 景観重要道路

■ 浅草通り（特例都道 463 号線 上野駅交差点～駒形橋西詰交差点）

浅草通りは、上野の森と浅草、隅田川を東西に結ぶ広幅員の道路で、平成 27 年にシンボルロード整備が完了しました。沿道の歴史的・文化的な資源を活かしながら、地域の代表的な道路を個性豊かな魅力的な道路とすることにより、上野、浅草を結ぶ重要な軸として、歩行者が楽しみながら回遊できる景観を形成します。

■ 中央通り（特例都道 437 号線 千代田区境～上野駅ガード下）

上野から都心をつなぐ中央通りは、江戸時代に広小路として整備された街路であり、シンボルロード整備事業による街路整備が行われ、平成 21 年に整備が完了しました。今後は、上野恩賜公園から御徒町・秋葉原方面に向けた賑わいと風格のある景観づくりを進めます。

■ かつば橋本通り（特別区道台第 24 号線 北上野一丁目交差点～公園六区入口交差点）

かつば橋本通りは、かつての寛永寺と浅草寺を結ぶ將軍の御成道としての歴史性を背景に、現在は上野と浅草を結ぶ観光ルートとして必要な役割を担っています。通りの個性を活かしながら、浅草と上野を結ぶ重要な軸の一つとしての景観づくりを進めます。

■ 雷門通り（特別区道台第 78 号線 雷門一丁目交差点～吾妻橋交差点）

雷門通りは、かつての浅草寺の広小路であり、沿道には雷門や神谷バーといった知名度の高い景観資源が点在するとともに、賑わいある商店街が形成されています。台東区を代表する歴史的・文化的な資源を活かしながら、歩行者が楽しみながら回遊できる景観を形成します。

(2) 景観重要河川

■ 隅田川

隅田川は、江戸の昔から人々に親しまれてきた河川であり、「隅田川流域河川整備計画」に基づき、親水護岸の整備や、テラスの連続化等により親水性を高め、河川を軸とした開放感とともに、美しく、庶民性の中にも品格のある景観を形成します。

■ 神田川

神田川は、高密度に市街化が進んだ東京を東西に横断する貴重なオープンスペースであり、「神田川流域河川整備計画」に基づき、まちづくりとの連携等により川沿いの親水性を高め、水とみどりによる景観のネットワークを形成します。

(3) 景観重要都市公園

■ 上野恩賜公園

上野恩賜公園は、芝、浅草、深川、飛鳥山とともに、明治6年の太政官布達によって日本で初めて指定された公園です。「上野恩賜公園再生基本計画」及び「上野恩賜公園マネジメントプラン」等の改修・再整備方針に基づき整備を推進し、特色ある地形や自然、歴史的・文化的な特性を活かした景観の再生を図ります。

■ 旧岩崎邸庭園

旧岩崎邸庭園は、明治時代の邸宅建築の傑作である洋館、撞球場、大広間及び宅地が「旧岩崎家住宅」として国の重要文化財に指定されている庭園であり、「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」や「旧岩崎邸庭園マネジメントプラン」等に基づき、建造物の修復・修理等を実施するとともに、歴史的資源の保全を図ります。

■ 隅田公園

隅田公園は、大正12年の関東大震災の教訓を活かして、昭和6年に日本で初めての“臨川公園”として誕生した公園であり、桜の名所でもあります。「浅草未来図案～まちづくりビジョン～」等に基づき、ゆとりと潤いをもたらす空間整備を推進し、魅力ある景観を形成します。

2. 公共事業の景観づくりの考え方

景観重要公共施設以外の道路、公園、橋梁については、以下に示す景観づくりの考え方に基づき、良好な景観形成を推進します。

■ 道路

- 道路の整備にあたっては、地域の特性を踏まえ、まちなみとの調和に配慮した整備をします。
- 『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』（平成23年 国土交通省都市・地域整備局）（以下「国交省景観ガイドライン」という。）等を参照し、良好な景観形成を図ります。
- 道路附属物等は、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年 道路のデザインに関する検討委員会）」等を参照し、まちなみとの調和に配慮します。
- 街路樹や植樹帯などの緑化により、潤いのある景観形成に配慮します。

■ 公園

- トイレやベンチ、照明、柵やフェンスなどは、公園との調和に配慮した形態・意匠・色彩・素材となるよう配慮します。
- 「国交省景観ガイドライン」等を参照し、良好な景観形成を図ります。
- みどりのネットワークの拠点となるよう、整備に配慮します。

■ 橋梁

- 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮します。

